

熊本県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月6日、7日及び28日に実施した企業局の定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月10日

熊本県監査委員 豊田 祐一
同 竹中 潮
同 城下 広作
同 池田 和貴

1 監査対象期間

平成28年度

2 監査の主眼

- (1)財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- (2)経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

3 監査の結果

財務事務の執行及び事業の経営管理については、おおむね適正と認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は次のとおりである。

(1) 電気事業の経理処理について

電気事業の船津ダム自動制御装置点検業務委託において、支払額の入力を誤り請求額より多く支払っている。

支払に当たっては適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの